

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
【部門区分】第3部門第2区分  
【発行日】平成17年10月6日(2005.10.6)

【公表番号】特表2001-518919(P2001-518919A)  
【公表日】平成13年10月16日(2001.10.16)  
【出願番号】特願平10-544825  
【国際特許分類第7版】

C 0 7 D 251/68  
C 0 7 D 251/52  
C 1 1 D 1/02  
C 1 1 D 1/66  
C 1 1 D 1/83  
C 1 1 D 3/34  
C 1 1 D 3/39  
C 1 1 D 3/395  
C 1 1 D 3/42  
D 0 6 L 3/12  
// C 0 9 K 11/06

【F I】

C 0 7 D 251/68  
C 0 7 D 251/52 D  
C 1 1 D 1/02  
C 1 1 D 1/66  
C 1 1 D 1/83  
C 1 1 D 3/34  
C 1 1 D 3/39  
C 1 1 D 3/395  
C 1 1 D 3/42  
D 0 6 L 3/12  
C 0 9 K 11/06

【手続補正書】  
【提出日】平成17年2月15日(2005.2.15)  
【手続補正1】  
【補正対象書類名】明細書  
【補正対象項目名】補正の内容のとおり  
【補正方法】変更  
【補正の内容】

# 手続補正書

平成17年2月15日

特許庁長官 殿

1. 事件の表示

平成10年特許願第544825号

2. 補正をする者

名称 チバ スペシャルティ ケミカルズ ホールディング  
インコーポレーテッド

3. 代理人

住所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-12 SVAX TSビル  
氏名 弁理士 (7866) 津国 肇  
電話 (3502)7212



4. 補正対象書類名 請求の範囲

5. 補正対象項目名 請求の範囲

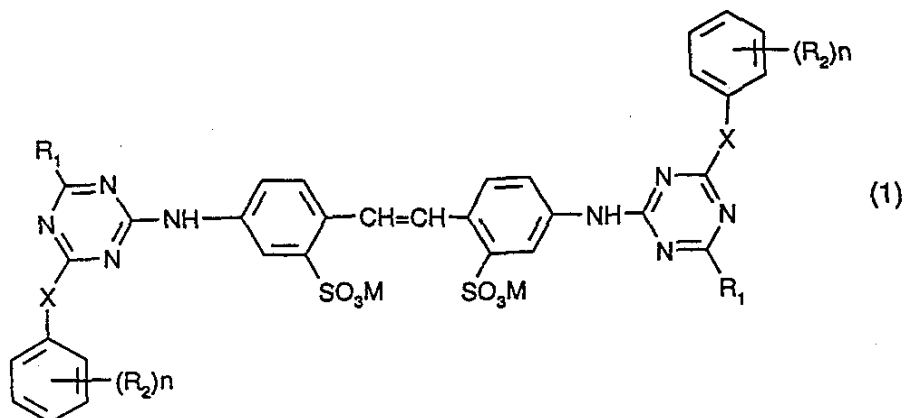
6. 補正の内容 別紙のとおり



(別紙)

## 請求の範囲

1. 式:



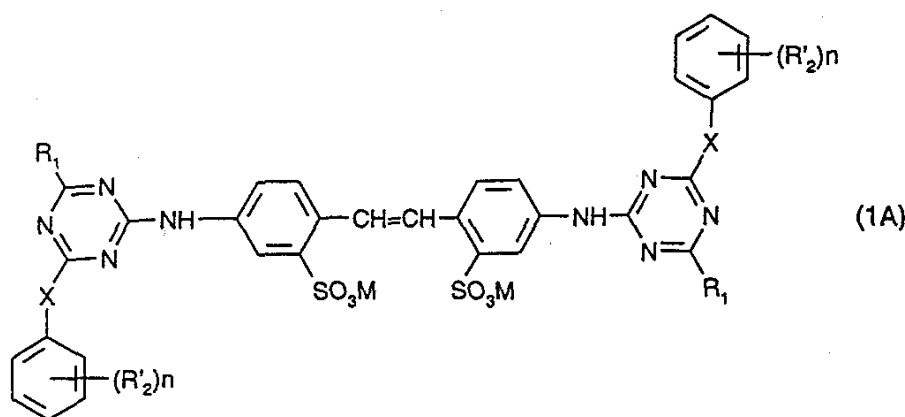
(式中、

Xは、O又はNHであり；Mは、水素、アルカリ金属原子、アンモニウム又はアミンから形成されるカチオンであり；それぞれのR<sub>1</sub>は、独立に、それからアミノ基の水素原子が除かれたアミノ酸残基であり；nは、1又は2であり；そしてそれぞれのR<sub>2</sub>は、独立に、水素、C<sub>1</sub>~C<sub>3</sub>アルキル、ハロゲン、シアノ、Rが水素若しくはC<sub>1</sub>~C<sub>3</sub>アルキルであるCOOR、Rがその前記の意味を有するCONH-R、Rがその前記の意味を有するSO<sub>2</sub>NH-R、Rがその前記の意味を有するNH-COR、Mがその前記の意味を有するSO<sub>3</sub>Mであるか、又は、nが1であるとき、R<sub>2</sub>は、R<sub>3</sub>がC<sub>1</sub>~C<sub>3</sub>アルキル若しくはフェニルであるCO-R<sub>3</sub>であることもできる)で示される化合物(但し:

- a) Xが、NHであり、nが、1であり、そしてR<sub>2</sub>が、Mがその前記の意味を有するSO<sub>3</sub>Mであるか；又は
- b) Xが、NHであり、nが、2であり、そして一つのR<sub>2</sub>が、Mがその前記の意味を有するSO<sub>3</sub>Mであり、そして他のR<sub>2</sub>が、水素、メチル又はハロゲンであるか；又は
- c) Xが、NHであり、nが、1であり、R<sub>1</sub>が、グリシンであり、そしてR<sub>2</sub>がH又はCO<sub>2</sub>Hであるか；又は

Xが、NHであり、nが、2であり、それぞれのR<sub>2</sub>が、Mがその前記の意味を

- 有するSO<sub>3</sub>Mであり、そしてSO<sub>3</sub>M基が、フェニル環の2, 5-位にあり、そしてR<sub>1</sub>が、D, L-アラニン、L-バリン、L-ロイシン、L-イソロイシン、L-スレオニン、L-アスパラギン酸、L-グルタミン酸、L-フェニルアラニン、L-プロリン、D, L-メチオニン又はグリシンである化合物を除外する)。
2. アミノ酸残基R<sub>1</sub>のそれぞれが、同一であり、そしてそれぞれが、式-NH-CH(CO<sub>2</sub>H)-R<sub>3</sub>(ここで、R<sub>3</sub>は、水素又は式-CHR<sub>4</sub>R<sub>5</sub>(ここで、R<sub>4</sub>及びR<sub>5</sub>は、独立に、水素又はヒドロキシ、チオ、メチルチオ、アミノ、カルボキシ、スルホ、フェニル、4-ヒドロキシフェニル、3, 5-ジヨード-4-ヒドロキシフェニル、β-インドリル、β-イミダゾリル及びNH=C(NH<sub>2</sub>)NH-から選ばれる一つ又は二つの置換基で場合により置換されたC<sub>1</sub>~C<sub>4</sub>アルキルである)を有する基である)である、請求項1記載の化合物。
3. 基質を蛍光増白するための方法であって、  
 基質を、式(1A)：



(式中、

Xは、O又はNHであり；Mは、水素、アルカリ金属原子、アンモニウム又はアミンから形成されるカチオンであり；それぞれのR<sub>1</sub>は、独立に、それからアミノ基の水素原子が除かれたアミノ酸残基であり；nは、1又は2であり；そしてそれぞれのR'<sub>2</sub>は、独立に、水素、C<sub>1</sub>~C<sub>3</sub>アルキル、ハロゲン、シアノ、Rが水素又はC<sub>1</sub>~C<sub>3</sub>アルキルであるCOOR、Rがその前記の意味を有するCONH-R、Rがその前記の意味を有するSO<sub>2</sub>NH-R、Rがその前記の意味を有するNH-COR又はMがその前記の意味を有するSO<sub>3</sub>Mである)の化

合物（但しXが、NHであり、nが、2であり、そして一つのR' <sub>2</sub> が、Mがその前記の意味を有するSO<sub>3</sub>Mであり、そして他のR' <sub>2</sub> が、水素、メチル若しくはハロゲンであるそれらの化合物を除外する）と、接触させることを特徴とする方法。

4. 織物繊維材料を、織物繊維材料の重量に基づいて、一種以上の請求項3記載の式(1A)の化合物0.05~3.0重量%で処理することを含む、織物繊維材料のSPF等級を増加させる、請求項3記載の方法。

5. 請求項4記載の方法により処理された繊維から製造された織物。

6. 洗剤組成物であって、洗剤の全重量に基づき、それぞれ重量で、

i) アニオン性界面活性剤及び/又は非イオン性界面活性剤5~90% ;

ii) ビルダール5~70% ;

iii) 過酸化剤0~30% ;

iv) 過酸化剤活性剤0~10%及び/又は漂白触媒0~1% ;

v) 少なくとも一種の請求項3記載の式(1A)の化合物0.005~2% ; 及び

vi) 一種又はそれ以上の助剤0.005~10%を含む洗剤組成物。

7. 織物材料又は紙を、少なくとも一種の請求項1記載の式(1)の化合物と接触させることを含む、織物材料又は紙を蛍光増白する方法。

8. 式(1A)の非蛍光化合物を含む、織物洗剤又は柔軟剤色彩保護組成物。